

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ディップ株式会社		コード	2379
提出日	2026/4/30	異動(予定)日	2026/5/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	l			
1	馬淵邦典	社外取締役	○															○	有
2	竹内香苗	社外取締役	○															○	有
3	大塚直人	社外取締役	○															○	有
4	田邊えり子	社外取締役	○															○	有
5	丸山みさえ	社外取締役	○															○	有
6	高木智宏	社外取締役	○															○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当する事項はありません。	馬淵邦典氏は、グローバル企業を含む複数の事業会社の経営者として豊富な経営経験と高い見識に基づくコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進しております。また、デジタルマーケティングやAI等の最新のテクノロジーに関する豊富な経験及び高い知見を有しております。取締役としての監査・監督機能の他に、今後、引き継ぎ企業経営の豊富な経験を生かした経営体制の透明性の確保やマーケティング及びテクノロジー領域の助言・提言を期待しております。当社は引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
2	該当する事項はありません。	竹内香苗氏は、報道番組のキャスターや経営者へのインタビュー等の豊富な経験を通じて、女性活躍推進・多様な働き方を促す幅広い分野の社会課題に関する高い知見を有しております。取締役としては、豊富な経験から派生した客観的な視点から、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する助言・提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。社外取締役としての監査・監督機能の他に、今後、引き継ぎ企業経営に関する豊富な見識を生かし、当社が取り組む社会課題に關しての有効な助言や、コンプライアンスやリスクマネジメントの強化に向けた助言・提言を期待しております。当社は引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、社外取締役候補者となりました。同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外取締役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
3	該当する事項はありません。	大塚直人氏は、株式会社みずほ銀行において長年にわたり法人業務を担任し、テック企業等のスタートアップや成長企業の資金調達、事業計画策定、財務戦略の支援に第一線で携わってまいりました。これにより、営業や会計・財務に関する豊富な経験に加え、テックローンを活用したビジネスモデルや事業戦略に関する高い知見を有しております。取締役会には、専門的な見地に基づいた客観的な助言・提言を行うことに加え、長期的な成長戦略や資本政策を通じた株主価値の最大化に向けた助言を行い、議論の活性化に貢献しております。社外取締役としての監査・監督機能の他に、今後、引き継ぎ企業経営に関する豊富な見識を生かし、当社が取り組む社会課題に關しての有効な助言や、サステナビリティの観点から派生したガバナンスの強化に向けた助言・提言を期待しております。当社は引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、社外取締役候補者となりました。同氏は、当社の取引先銀行である株式会社みずほ銀行に在籍してまいりましたが、2025年3月末日時点で退職しており、同行の意向に影響される立場ではありません。また、当社は同行からの借入金はなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
4	該当する事項はありません。	田邊えり子氏は、テンスタッフ株式会社(現 パソナグループ株式会社)において、同社の提供するウェブサイト及びウェブシステムの構築等、(分野を中心)に多数のプロジェクトに携わり、経営及びリスクマネジメントに關して豊富な知識や経験を有しております。2019年より当社社外取締役として、テクノロジー・リスクマネジメント及び女性活躍の推進を含む企業経営全般の助言・提言及び監査・監督機能を果たしております。引き続き独立した立場からこれまでの経験と知見を通じて、当社が取り組む社会課題に關しての経営の監視・活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。当社は引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外監査役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
5	該当する事項はありません。	丸山みさえ氏は、公認会計士として常に公正無偏の態度を保持し、高い専門性と業務上の経験を有するほか、他社の社外監査役を兼任された経験から会計・財務並びに税に深く精通しております。これまでの経験と知見を生かして培った幅広い見識を当社の経営の監視に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。当社は引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外監査役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
6	該当する事項はありません。	高木智宏氏は、弁護士として、専門領域である企業法務・リスクマネジメントにおいて豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験を通じて培った幅広い見識を当社の経営の監視に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。当社は引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外監査役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社グループからの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- 当社グループの業務執行者(業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。)又は過去10年以内(ただし、過去10年以内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役(業務執行取締役に該当しない取締役)を有し、監査役であったことのある者)にあっては、それらの役員への就任の前10年において当社グループの業務執行者であった者。
- 当社グループの主要株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)、又はその業務執行者である者。
- 当社グループに主要な取引先※とする者、又はその業務執行者である者。
- 当社グループの主要な取引先※は、その業務執行者である者。
- 当社グループの会計監査人又はその社員等として、当社の監査業務を担当している者。
- 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える利益その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている利益が年間の収入の2%を超える団体の業務執行者である者に限る。
- 過去3年間に於いて、上記2から6のいずれかに該当していた者。
- 上記1から7のいずれかに掲げられる者(ただし、重要な者に限る。)の二親等内の親族。
- 当社グループに於ける社外役員(社外取締役又は社外監査役を含む)としての在任期間が連続して8年を超える者。
- 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうると、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。

※「主要な取引先」とは、直近の事業年度における取引額が、年間連結売上高の2%を超える場合をいう。

以上の基準に加え、当社グループ取締役の法令遵守や経営管理に対する監査・監督に必要な幅広い知識と豊富な経験を有することを社外取締役の選任の目安とする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。  
 ※2 役員の属性についてのチェック項目  
 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者  
 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)  
 c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)  
 e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
 f. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者  
 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
 j. 上場会社の取引先(1.及び2のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k. 社外役員相互就任の關係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。  
 ※4 1-1のいずれかか該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。  
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。  
 ※6 独立役員を1名以上確保できている状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東の上場会社担当者までご連絡ください。